

表彰規定

(1) 次の条件に該当する者に対して、これを表彰することができる。

ア 功労賞（賞状・副賞を与える）

（ア）県大会3位以内に入賞又は関東大会・全国大会に出場した者

（イ）県及び国の主催する文化的行事で優秀な成績（県内優勝を基準とする）を収めた者

（ウ）生徒会を会長を含めて2期以上又はその他の役員を3期以上つとめた者

（エ）その他表彰に値する者

イ 皆勤賞

（ア）3年間皆勤（無欠席・無早退・無遅刻・無欠課）であった者（賞状・副賞を与える）

（イ）1年間皆勤（無欠席・無早退・無遅刻・無欠課）であった者（賞状を与える）

ウ 善行賞（賞状・副賞を与える）

他の模範となる顕著な善行（人命救助、社会奉仕等）のあった者

(2) 上記の表彰は表彰委員会において選考する。

ア 表彰委員会の構成員は、教頭・教務主任・生徒指導部長・特別活動部長・各学年主任とする。

イ 功労賞の（ア）・（イ）は部顧問，（ウ）は特別活動部，（エ）は学年から表彰委員会に推薦する。

ウ 皆勤賞・善行賞は学年から表彰委員会に推薦する。

エ 表彰は3年生は卒業式予行で1，2年生は終業式で行う。

(3) 知事褒状及び教育長褒状授与候補者の推薦については学年から表彰委員会に推薦する。